

## 公開買付規制（TOB ルール）について

本資料は公開買付規制（TOB ルール）について記載した資料です。

金融商品取引法上、株式を買付けする際、買付者とその関係者を合わせて当該銘柄の議決権の割合が30%を超える場合、当該買付けは公開買付けによらなければならないとされています。お客様ご自身で以下の資料を参考にご確認ください。

なお、最終的な法令判断は必ず弁護士等にご相談くださいますようお願い申し上げます。

- 買付け後、買付者及び特別関係者の株券等所有割合の合計が30%を超える場合、原則として公開買付けによらなければ取得できません（強制公開買付規制）。

買付け前に既に株券等所有割合が30%を超えている場合における買付けも含まれます<sup>1</sup>。

### （1）株券等所有割合の計算方法

株券等所有割合は、買付者及び特別関係者の所有する議決権数及び潜在議決権数<sup>2</sup>の合計を分子とし、総議決権数に買付者及び特別関係者が所有する潜在議決権数を加算した数を分母として計算します。株券等所有割合は株式数ベースではなく議決権ベースで計算すること、特別関係者の議決権数も加算対象となることには注意が必要です。

### （2）特別関係者の範囲

特別関係者には、「実質的特別関係者」と「形式的特別関係者」があります。

「実質的特別関係者」とは、①共同して株券等を取得または譲渡すること、②共同して議決権その他の株主権を行使すること、③買付け後、相互に株式を譲渡・譲受することについて合意している者をいいます。この合意は口頭での合意も含まれます。

「形式的特別関係者」の概要については、下記の通りです。

（買付者が個人の場合の例）

買付者が20%以上の議決権を所有する関係（特別資本関係）を有する法人

（買付者が法人の場合の例）

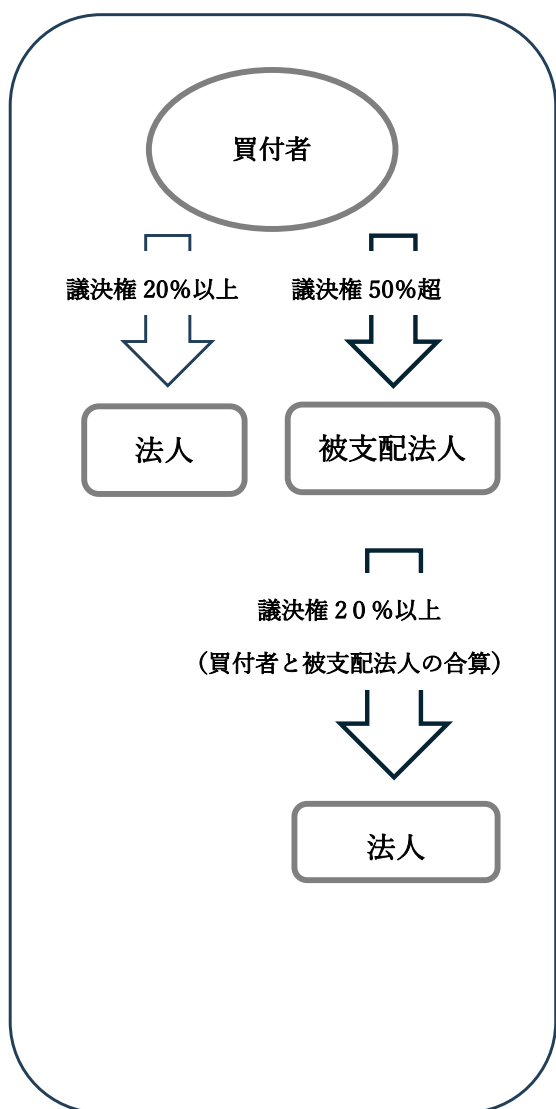
- ① 買付けをする法人の役員
- ② 買付けをする法人が特別資本関係を有する法人
- ③ 買付けをする法人に対して特別資本関係を有する個人と法人

<sup>1</sup> 買付け前に既に株券等所有割合が30%を超えている場合、僅少な買付等として一定の条件を満たして買付けする適用除外はありません。

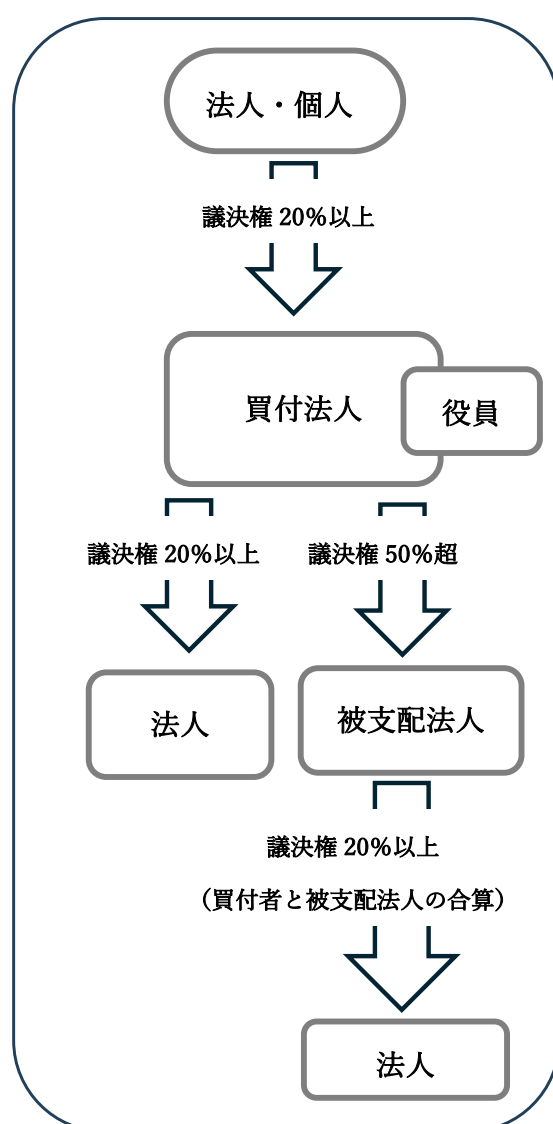
<sup>2</sup> ストックオプションや転換社債等を保有していて、権利を行使することによって得られる議決権のことをいいます。具体的には、新株予約権付社債券、新株予約権証券、取得請求権付株式、取得条項付株式等があります。

本資料は作成日現在の公開買付規制についての情報提供を唯一の目的としており、有価証券等の勧誘を目的としているものではありません。本資料に記載されている情報は当社が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、当社が正確かつ完全であることを保証するものではありません。また、本資料に記載の内容は、今後変更される可能性がありますので、ご注意ください。詳細については、必要に応じて弁護士等の専門家にご確認ください。本資料は提供されたお客様限りでご使用いただくようお願いいたします。

(買付者が個人の場合)



(買付者が法人の場合)



2026年5月1日

本資料は作成日現在の公開買付規制についての情報提供を唯一の目的としており、有価証券等の勧誘を目的としているものではありません。本資料に記載されている情報は当社が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、当社が正確かつ完全であることを保証するものではありません。また、本資料に記載の内容は、今後変更される可能性がありますので、ご注意ください。詳細については、必要に応じて弁護士等の専門家にご確認ください。本資料は提供されたお客様限りでご使用いただくようお願いいたします。